

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第三十六号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成五年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の見出しを削り、同条第二項を削り、同条第三項に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定め採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける同条例第七条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び七号給 六千円

イ 五号給 五千円

ウ 三号給及び四号給 四千円

エ 一号給及び二号給 三千円

四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける同条例第五条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額

ア 五号給及び六号給 六千円

イ 四号給 五千円

ウ 三号給 四千円

エ 一号給及び二号給 三千円

第二条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第十四条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十四条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十四条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第一条の次に次の一条を加える。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二条 条例第十四条の二第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

附則第三項中「第二条第一項及び第三項」を「第三条」に、「第二条第一項第一号及び同条第三項第一号」を「同条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部改正)

第二条 職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(令和四年十二月奈良県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「第二条第一項及び第三項」を「第三条」に改める。